## 平成23年第2回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

- 1、平成23年第2回岩手町農業委員会総会は、平成23年8月19日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。
- 1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。
- (1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (3) 議案第3号 買受適格証明願に対する意見の決定について
- 1、本日の出席委員は、次のとおりである。
  - 1番 横澤 稔秋
  - 2番 幅 清一
  - 3番 佐々木 金見
  - 4番 田中 正志
  - 5番 國枝 金一
  - 6番 佐々木 由和
  - 7番 黒澤 金一
  - 8番 太布 光則
  - 9番 岩舘 修一
  - 10番 澤村 博美
  - 11番 中村 重信
  - 12番 細野 清悦
  - 13番 千葉 靜子
  - 14番 遠藤 幸夫
  - 15番 井戸 ツヨミ
  - 16番 福士 好子
  - 17番 今松 利雄
  - 18番 松本 良子(職務代理)

(議長)19番 福島 昭士(会長)

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長千葉 照雄農地振興係主幹遠藤 信男副主幹川村 祐子副主任山中 寿行

(開会時刻 午後1時30分)

- 議 長 ただいまから第2回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- 議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第 13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

## (なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。1番横澤稔秋、2番幅清一のご両名にお願いい たします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。
- 議 長 本日の総会は、配布してあります議案3件の提出があります。お諮りします。議案3件を議題とすることにご異議ありませんか。

## (なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、議案3件を議題とすることに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定に ついて、別紙のとおり、農地法施行令第7条の第1項の規定により意見を求める、の件でござ います。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 資料は、2ページとなります。農地法第4条の規定による農地等の転用許可についてであります。受付番号2番、土地の所在地、大字一方井第6地割、登記地目、畑、面積16,088㎡のうち、申請面積867㎡となっております。申請人は、大字土川第5地割の59歳の男性の方です。転用目的は、農業用施設の建築となっております。施設の概要は、牛舎1棟、建築面積1009.44㎡のうち109.44㎡となっております。この件については、平成23年6月の総会において農振解除申請済です。8月5日には農振解除となっております。3ページには、大字一方井第6地割の図面を載せてありますのでご参照ください。なおこの件につきましては、現地確認をしておりますので現地調査員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。
- 議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。
- 1番横澤委員 受付番号2番については、1番の私の方から報告いたします。現地確認は、私と2番幅委員、3番佐々木金見委員、及び事務局2名で確認してまいりました。場所は上浮島になります。この場所は6月の総会で農振解除申請をし、8月に農振解除の許可が下りております。転用目的は、牛舎の建設でございます。給水は自家水道により取水、排水は沈殿槽の3過槽で処理をして町道側溝に放流ということです。本案件は、いずれの法令等の審

査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

- 議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 14番遠藤委員 牛は何頭飼育する予定でしょうか。
- 1番横澤委員 100頭と聞いております。
- 議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号農地法第4条第1項の規定 による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定すること について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 資料は、5ページとなります。農地法第5条の規定による農地等の所有権移転に関する許可申請承認について、でございます。この案件は、議案第1号と同じ場所でございます。受付番号4番、土地の所在地、大字一方井第6地割、登記地目、畑、面積は12,440㎡、申請面積、2,244㎡であります。借受人が大字土川第5地割の59歳の男性の方です。貸出人は大字土川第5地割の57歳の女性の方です。転用目的は農業用施設の建築となっております。施設の概要は、牛舎1棟、建築面積1,009.44㎡のうち900㎡となっております。備考欄については、先程と同じです。6ページには、大字一方井第6地割の図面を載せておりますので参照ください。この件も現地確認をしておりますので、現地調査員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。
- 議 長 事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

- 1番横澤委員 受付番号4番について、1番私の方から報告いたします。現地確認は、私と2番幅委員、 3番佐々木金見委員、及び事務局2名で確認してまいりました。場所は、先程の案件と同 じです。転用目的は、同じ牛舎建設になりますが、建設にあたる用地のうち所有者の奥さ んの場所もありまして使用貸借を結ぶということです。本案件は、いずれの法令等の審査 基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。 以上です。
- 議 長 現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第5条第1項の規定 による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定すること について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。
- 議 長 次に議案第3号「買受適格証明願に対する意見の決定について」別紙のとおり、買受適格 証明願があったので当該申請に対する意見の決定をせられたい。説明を事務局からお願い します。
- 事 務 局 資料は、8ページとなります。農地の競売に対する買受適格証明願承認について、でございます。受付番号1番、土地の所在地は、大字五日市第11地割、登記地目、畑、面積は1,359㎡です。申請人は、大字沼宮内第8地割の33歳の男性の方です。営農の状況は、耕作面積、3,879㎡、家族数は4人で耕作者数は2人となっております。所有者は、八幡平市の女性の方です。競売年月日は、平成23年11月21日です。9ページには証明願の写しを、10ページには大字一方井第6地割の図面を載せておりますので、ご参照ください。以上です。
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということですので、質疑を打ち切り採決に入らせていただきます。議案第3号「買受適格証明願に対する意見の決定について」可とする意見にご異議ございませんか。

(なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、可とする意見に決定いたします。
- 議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、 第2回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時40分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長	印
1番	ED
2番	E[.